

# 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決 に関する特別措置法の概要

## 1. 救済及び解決の原則

認定患者に対する確実な補償  
救済を受けるべき人々のあたる限りの救済  
関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

## 2. 救済措置の方針

政府は、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者等これに準ずる者を救済するための**救済措置**の方針を策定・公表  
〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕

口の周囲の触覚・痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害、求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いを当該方針に定める。

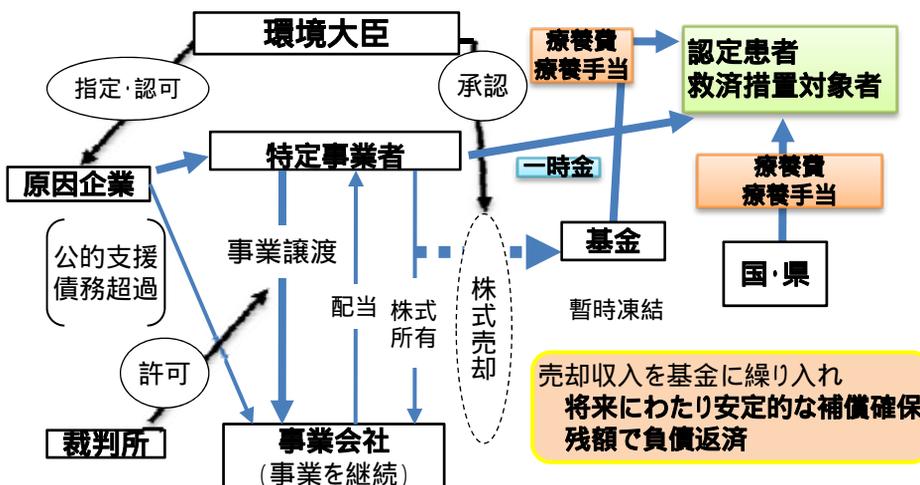
政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める  
〔療養費(国・県負担)〕

## 3. 解決に向けた取組

救済措置の実施  
認定等の申請処分の促進  
紛争の解決  
新規認定等の終了

救済を受けるべき方々を  
あたる限りすべて救済

## 4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し



## 5. その他の取組

- 地域振興
- 地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等
- 調査研究